

令和3年11月26日
復 興 庁

令和3年度復興庁調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

令和3年度上半期に行った復興庁調達改善計画の取組のうち、主なものは以下のとおり。

1. 随意契約の見直し

（本庁）

- ・オープンカウンター方式を活用し、毎月定期的に購入する消耗品など、ホームページに公示することにより6件実施。

複数業者による見積書の提出：6件／6件（100％）

2. 総合評価・企画競争の効果的な活用

（本庁）

- ・総合評価落札方式及び企画競争における評価項目に、ワークライフバランス推進企業を評価の対象とした調達を実施。

総合評価：8件／8件（100％）

企画競争：11件／11件（100％）

3. 調達改善に向けた審査・管理の充実

（本庁）

- ・今年度に一者応札となった案件は、仕様書を取得し入札に参加しなかった者等に対して原因を調査するためヒアリングを実施し、今後に向けた改善策の検討を行った。
- ・前年度一者応札となった案件については、今年度の調達の前に入札・契約手続審査委員会を開催し、改善策について事前審査を行った。

事前審査件数：5件

複数の応札者が確保された案件：2件／5件（40％）

- ・一者応札となった個別案件については、その要因及び改善策を調達担当者間で情報共有を図った。
- ・一者応札となった案件から抽出し、下半期に行う外部委員により構成される入札等監視委員会において審議を行う予定。

4. 地方支分部局等における取組の推進

（本庁）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により会計監査が下半期に延期となったが、福島復興局の委託事業担当者と随時意見交換を行い、公共調達の適正化、調達改善の取組について、認識の共有を図った。

(福島復興局)

- ・本庁からの指導を基に、委託先の市町村等における契約について、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図るとともに、適正な調達が行われるよう助言を行った。

5. 競争参加者増大のための取組

(本庁)

- ・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、今年度新たに事業者に対し、入札案件への積極的な案内を行ったことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続きこれまで対面で交付していた入札説明書等を電子メールによる交付も可能とした。その結果、資料の受領者数が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。

6. 競争性のない随意契約への対応

(本庁)

- ・新たに競争性のない随意契約となる案件1件について、競争性のある契約へ移行可否を検討した結果、競争性のない随意契約が妥当であると確認された。

7. 汎用的な物品・役務の調達

(本庁)

- ・合計27件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。

8. 職員のスキルアップ

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、研修を実施することができなかったが、日々職員間で意見交換や助言を密に行うことで、会計事務担当者の調達改善に対する理解度が深まった。

9. 総合評価、企画競争の効果的な活用

- ・総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは100%であった。

その他の取組

調達改善計画		令和3年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>競争参加者増大のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札予定案件の事前公表を行う。 ・競争参加者の準備期間の確保のため、入札公告時期の早期化及び公告期間の十分な確保を図る。 ・競争参加資格の緩和が可能か検討を行う。 ・仕様書において、特定の事業者のみが参入可能な内容となっていないか等の見直しを行う。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者に対し内容の理解促進を図る。 ・類似調達における競争参加者等を調査し、事業者に対し、入札案件への積極的な案内を行う。 ・より多くの事業者が入札説明書等の受取ができるよう、手交のみとしていた交付方法を、電子メールによる交付も可能とする。 	継続 (一部追加)	○	—	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、今年度新たに事業者に対し、入札案件への積極的な案内を行ったことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続きこれまで対面で交付していた入札説明書等を電子メールによる交付も可能とした。その結果、資料の受領者数が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。
<p>競争性のない随意契約への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約については、復興庁入札・契約手続審査委員会等により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。 	継続	—	—	<p>(本庁)</p> <p>新たに競争性のない随意契約となる案件1件について、競争性のある契約へ移行可否を検討した結果、競争性のない随意契約が妥当であると確認された。</p>
<p>汎用的な物品・役務の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。 	継続	○	—	<p>(本庁)</p> <p>合計27件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。</p>
<p>職員のスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁及び地方機関における会計担当職員の異動者を中心に、内閣府が主催する会計実務研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達実務のスキルアップを図る。 	継続	—	—	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、研修を実施することができなかったが、日々職員間で助言や意見交換を密に行うことで、会計事務担当者の調達改善に対する理解度が深まった。</p>
<p>総合評価、企画競争の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を引き続き設定する。 	継続	○	—	<p>総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは100%であった。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【阿部 博友 一橋大学大学院法学研究科教授】 意見聴取日【11月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○競争参加者増大のための取組	○調達予定情報についてのホームページへ事前公表、積極的な案内による入札参加への働きかけ、そして電子メールによる入札説明書等の交付など、今後も参加者を増加し競争性を高めるための工夫を継続されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き調達予定情報の事前公表等を通じ、競争性・透明性を確保してまいりたい。
○競争性のない随意契約への対応	○競争性のない随意契約への対応について、ある案件について競争性のない随意契約が妥当であるとの結論に至ったとのことであるが、そうした随意契約により財やサービスを調達する場合であっても、契約前段階および契約終了後の両局面に於いて、契約価格の妥当性や提供された財の品質、そしてサービスの質の評価など、競争入札の場合と同等程度の審査・分析を行うことにより、競争性のある価格でそれに見合う財・サービスが調達されていることを検証していただきたい。そうした検証を経て、随意契約の妥当性が証明されるものと考えべき。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き事前審査等を行うことで、一者応札となった要因について分析し、改善策の検討を行うとともに、契約金額の妥当性の精査や品質確保のための検証を行い、適切な調達手続きに努めてまいりたい
○総合評価、企画競争の効果的な活用	○総合評価、企画競争の効果的な活用に関連して、女性の活躍の状況や、ワークライフバランスなどを評価項目に加えることを今後も継続願いたい。さらにそうした項目の評価における比重も今後は高めてゆくことで、多様で豊かな社会の実現に貢献していただきたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き競争性・透明性を確保しつつ、ワークライフバランス等推進企業を評価する流れを踏まえた適切な調達手続きが行えるよう取り組んでまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【櫻谷 隆夫 公認会計士・税理士】 意見聴取日【11月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善に向けた審議・管理の充実	○1者応札となった案件について仕様書を入力したが、入札に参加しなかった者等ヒアリングを実施するなど、改善策を検討する他、改善策について5つの観点から多角的に検討しており、評価できる。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き一者応札となった原因の調査、事前審査等を行うことにより、競争性の確保を図り、一者応札の改善に取り組んでまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【吉村 典久 慶応義塾大学法学部教授】 意見聴取日【11月23日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善に向けた審査・管理の充実	○令和3年度と令和2年度の復興庁調達改善計画を比較参照すると、平成30年度と比べて令和元年度復興庁における調達の契約種別に係る競争入札の契約件数がやや減少している。公正かつ透明性のある調達を実現するため、競争入札件数の増加を図るさらなる努力が求められる。ただし、企画競争による随意契約件数は増加しているが、1社応札数が減少するなど復興庁の調達改善計画の各取組みが着実かつ適正に実行されている点も指摘しておかねばならない。適正かつ透明性のある調達過程の実現のため、なお一層の努力を期待したい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、随意契約について、できる限り競争性のある契約方式への移行を検討してまいりたい。また、引き続き一者応札改善に向けた取組や競争参加者増大のための取組を推進し、競争性を確保した調達に取り組んでまいりたい。